

監理団体業務の運営に関する規程

高齢者福祉事業支援協会

第1条（目的）

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づき、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定める。

第2条（技能実習の目的と理念）

高齢者福祉事業支援協会（以下「本会」と略す。）は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とし、適正に技能実習を監理する。

2 本会は、技能実習が、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われるよう最善の努力をする。

3 本会は、技能実習が労働力の需給の調整の手段として行われてはならないことに最大限の注意を払い実習監理を行う。

第3条（監理団体の責務）

本会は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する。

2 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めるものとする。

第4条（名義貸しの禁止）

本会は、自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせることはしてはならない。

第5条（職業紹介事業）

本会は「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「法」と略す。）第27条の規定により、監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんする。

第6条（求人）

本事業所は、取扱職種の範囲等の技能実習に関するものの限り、いかなる求人の申込みについ

てもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者（以下「実習実施者」という。）等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。

2 求人の申込みは、実習実施者等（実習実施者又は実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により申込むものとする。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えないものとする。

3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示しなければならない。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けることとする。いったん申し受けた手数料は、紹介の成否にかかわらず返還しない。

第7条（求職）

本事業所は、（取扱職種等の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生（以下「技能実習生」という。）等（技能実習生又は技能実習生になろうとする者（以下「技能実習候補者」という。）をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求人票により申込むものとする。

3 前項の申込は、郵便、電話、ファックス又は電子メール等で行うものとする。

第8条（技能実習に関する職業紹介）

本事業所は職業安定法第2条¹に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、技能実習生候補者等には、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう、誠意をもって取り組むこととする。

2 技能実習実施者等には、その希望に適合する技能実習生候補者等を誠意をもって紹介する。

3 技能実習職業紹介に際しては、技能実習候補者等に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望する場合には電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示することがある。

4 実習実施者等が送出し国内での技能実習候補者との面接を希望する場合は、その希望に沿うように、旅程及び面接会場等に係るコーディネーションを行う。この場合の旅費交通費等の費用は全て実習実施者が負担するものとする。

5 技能実習生等を実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行する。技能実習生はその紹介状を持参し実習実施者等との面接を行うものとする。

6 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、本事業所は責任をもって技能実習に関する職業紹介を行う。

7 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業（ストライキ）又は作業閉鎖の行われている間は実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をしない。

8 就職が決定した際は求人者（実習実施者）から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けることとする。

第9条（技能実習の実施に関する監理）

実習実施者が認定された技能実習計画（以下「認定計画」という。）に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第 52 条第1号イからホまでに定める方法²（技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行う。

2 第一号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているかについて実地による確認（技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、実習実施者に対し必要な指導を行なう。

3 本事業所は技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしない。

4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、技能実習生を業務に従事させない。

5 技能実習計画作成の指導に当たって、技能実習を行わせる事業所及び技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第8号イからハ³に規定する観点から指導を行うものとする。

6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。

7 技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めは行わない。

8 実習監理を行っている技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、実習実施者及び技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じる。

9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本規程をインターネットにより公表する。

10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。

11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

第10条（監査報告書）

本会は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者について、法第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従い監査を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書を作成し、主務大臣に提出する。

2 本会は、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理事業に関する事業報告書を作成し、主務大臣に提出する。

第11条（監理責任者）

本事業所の監理責任者を、湯川秀翼とする。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。

- (1) 技能実習生の受入れの準備
- (2) 技能実習生の技能等の修得等に関する実習実施者への指導及び助言並びに実習実施者との連絡調整
- (3) 技能実習生の保護
- (4) 実習実施者等及び技能実習生等の個人情報の管理
- (5) 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第12条（監理費の徴収）

監理費は、実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。

2 監理費（職業紹介費）は、実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超え

ない額とする。

4 監理費（監査指導費）は、技能実習生が実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、技能実習の実施に関する監理に要する費用（実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

第13条（その他）

本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る実習実施者等又は技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応するものとする。

2 雇用関係の成立後、実習実施者及び技能実習生は本事業所に対して、その報告をすることとする。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告するものとする。

3 本事業所は、技能実習生等及び実習実施者等から知り得た個人情報ハ個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱う。

4 本事業所は、技能実習生等又は実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切してはならない。

5 本事業所の取扱職種の範囲等を、介護職員とする。

6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおり。但し、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されるが、事業に係る照会事項については係員に詳しく尋ねることができる。

7 この規程の改廃は当会の理事会において行う。

附則

1. この規程は、監理団体許可申請が所轄庁より認められた時より施行する。

2. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

¹ 職業安定法

（職業選択の自由）

第二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。

² 技能実習法施行規則

（監理団体の業務の実施に関する基準）

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法については、これに代えて他の適切な方法）により、団体監理型実習実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。

イ 団体監理型技能実習の実施状況について実地による確認を行うこと。

ロ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。

ハ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の四分の一以上（当該団体監理型技能実習生が二人以上四人以下の場合にあっては二人以上）と面談すること。

ニ 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。

³ 技能実習法施行規則

（監理団体の業務の実施に関する基準）

第五十二条

法第八条第四項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設（法第十一条第二項において準用する場合にあっては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、ロに掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点

ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点

ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点